



2023年12月22日

各 位

会社名 株式会社グッドスピード
代表者名 代表取締役社長 加藤久統
(コード番号：7676 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 松井靖幸
(TEL 052-933-4092)

第21回定時株主総会議案における剰余金の配当及び定款一部変更の撤回に関するお知らせ

当社は、2023年12月22日開催の取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 剰余金の配当について

当社は、2023年11月29日に開示いたしました「第21回定時株主総会の継続会の開催方針、定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ」「3. 剰余金の配当について」において、2023年9月期の配当を1株あたり10円とさせていただいておりましたが、2023年12月22日開催の取締役会において、2023年9月期の配当を行わないことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(1) 変更の理由

当社は、2023年9月29日付け「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会による調査が開始されております。そして、現時点においても、第三者調査委員会による調査は現在進行中であり、その調査報告書を受領した後に決算数値を確定させることから、決算関連手続きが完了しておりません。そのため、改めて取締役会にて慎重に審議した結果、まずは収益体質及び財務体質の改善を優先し、内部留保を確保することが望ましいと判断し、誠に遺憾ながら2023年9月期の配当を取りやめとさせていただきます。

なお、今回配当の取りやめに至ったのは、前述のとおり内部留保の確保のためであり、「第21回定時株主総会の継続会の開催方針、定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ」を公表した2023年11月29日から現時点までにおいて、足元の事業環境や財政状態が悪化したことによるものではありません。

また、第三者調査委員会による調査報告書を受領する時期は未定であり、その対象期間や金額等の影響については依然として不明であります。調査報告書を受領した後に速やかにお知らせいたします。

(2) 変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

3. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

(変更前)

	決 定 額	直近の配当予想 (2022年11月14日公表)	前期実績 (2022年9月期)
基準日	2023年9月30日	同左	2022年9月30日
1株当たり配当金	<u>10円00銭</u>	10円00銭	10円00銭
配当金総額	<u>37百万円</u>	—	34百万円
効力発生日	<u>2023年12月29日</u>	—	2022年12月26日
配当原資	<u>利益剰余金</u>	—	利益剰余金

(変更後)

	決 定 額	直近の配当予想 (2022年11月14日公表)	前期実績 (2022年9月期)
基 準 日	2023年9月30日	同左	2022年9月30日
1株当たり配当金	0円00銭	10円00銭	10円00銭
配当金総額	＝	－	34百万円
効力発生日	＝	－	2022年12月26日
配当原資	＝	－	利益剰余金

(2) 理由

(変更前)

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、2023年9月期の配当につきましては、1株当たり10円とさせていただきます。

(変更後)

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、2023年9月期の配当につきましては、収益体質及び財務体質の改善を優先し、内部留保を確保するため、無配とさせていただきます。

2. 第21回定時株主総会議案の一部撤回について

当社は、2023年12月22日開催の取締役会において、以下のとおり、2023年12月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議予定の議案の一部を撤回することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(1) 撤回する議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 剰余金の処分の件

(2) 撤回の理由

当社は、2023年11月29日に開示いたしました「第21回定時株主総会の継続会の開催方針、定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ」「1. 第21回定時株主総会継続会の開催方針について」にて記載のとおり、第21期の連結財政状態、連結経営成績、単体財政状態及び単体経営成績は、2023年11月29日時点において未確定の状況でありましたが、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うという基本方針に則り、第三者調査委員会の調査結果にかかわらず剰余金の処分として期末配当を実施すべく、現行定款第42条（剰余金の配当等の決定機関）につきまして、2023年12月28日を効力発生日とする条文の変更を行うため、2023年12月28日開催予定の第21回定時株主総会に、「定款一部変更の件」及び「剰余金の処分の件」を付議することを、2023年11月29日開催の取締役会において決議いたしました。

しかしながら「1. 剰余金の配当について」にて記載のとおり、2023年12月22日開催の取締役会において、改めて慎重に審議した結果、誠に遺憾ながら2023年9月期の配当を取りやめとさせていただくことを決議したため、2023年12月28日開催予定の第21回定時株主総会の議案から「定款一部変更の件」及び「剰余金の処分の件」を取り下げさせていただくことといたしました。

以上